

### 青少年健全育成講演会の開催

- 日時 1月23日(土)10:30~12:00(受付10:00~)
- 場所 げんきの杜 研修室
- 講師 福岡県警察本部生活安全部少年課 飯塚少年サポートセンター 係長 少年育成指導官 坂田 翠 氏
- 演題 「愛する自分を大切に~サポートセンターで出会った子ども達が教えてくれたこと~」
- 定員 40名程度(参加費無料)
- 申込締切 1月15日(金)定員になり次第締め切り
- 申込方法 町民会議事務局まで電話で申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ先 上毛町青少年健全育成町民会議事務局 (上毛町教育委員会内) TEL 72-3111(内線174)

### その空き家、貸したり売ったりできませんか

空き家が増えています。空き家が増えてくると、地域の隅々まで目が行き届かなくなり、環境の悪化や犯罪などを心配する声も増えてきます。一方で、「故郷に戻っても住むところがない」「空き家を借りて田舎に住みたい」など、利活用したいという都市住民の声も高まっています。

町の「空き家バンク」では、賃貸や売買が可能な物件を登録しています。皆さんに登録いただいた物件については、空き家の利用を希望する方に、役場窓口やホームページで紹介することができます。これまでに登録した物件は、全てが成約となっています。また、空き家バンクに登録した物件は、改修補助金を受けることができます。ぜひ、空き家の利活用をご検討ください。

- 問い合わせ先 空き家の調査や全般に関すること 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143) 移住や空き家バンクに関すること 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3111(内線122) 空き家バンクのホームページ [しばいぬ物件案内](#)

### 公証人による遺言・相続等に関する相談会

公正証書はあなたの暮らし・老後・財産を守ります。  
・相続争い  
・老後の不安(認知症・後に残る配偶者や障がいを持つ子の心配)  
・終末期医療における選択(延命か、安らかな死か)  
・遺言書の作成など

- 日時 1月8日(金)13:00~16:00
- 相談員 行橋公証役場 公証人 佐藤 謙 氏
- 場所 げんきの杜
- 人数 先着3名まで
- 申し込み 事前予約が必要です。社会福祉協議会まで、電話で申し込みください。
- 相談料 無料

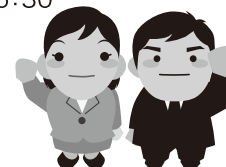
公証制度は、法務大臣から任命された公証人が、各種契約や遺言、任意後見契約などに関する公正証書を作成します。公正証書は、裁判などで強力な証拠となるばかりでなく、紛失や改ざんの心配がないなど、後日の紛争を防止する上で大きな役割を果たしています。



### 弁護士無料法律相談

多重債務、離婚、相続、財産いろいろなトラブルのお悩みに弁護士が対応します。

- 日時 1月29日(金)13:30~16:30
- 場所 げんきの杜
- 人数 先着3名まで
- 申し込み 事前予約が必要です。社会福祉協議会まで、電話で申し込みください。



- 申し込み・問い合わせ先 上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900

### 家屋の新增築、取り壊しなどをされた場合は手続きが必要です

次に該当する場合は税務課までご連絡ください。

- ◎家屋を新築、増築したとき 町職員または県職員が、日程調整の上、固定資産税の課税のために評価に伺います。具体的には、間取りや建築資材を確認するもので、所要時間は1時間程度です。
- ◎家屋の全部もしくは一部を取り壊した場合 町職員が確認に伺いますので速やかにご連絡ください。※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。
- ◎固定資産税の納税義務者が亡くなった場合 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、または納税管理人が亡くなった場合、相続人代表者指定届などの手続きが必要です。
- 問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)



### 水道管の防寒対策についてお願い

水道をご利用の皆さんにお知らせします。毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。



- 問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

### 税務署からのお知らせ

- ◎平成27年分の申告期限と納期限
  - 所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(火) ※確定申告書を作成する際には、「復興特別所得税」の記載もれにご注意ください。
  - 個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(木)
- ◎行橋税務署では、確定申告相談会場を2月16日(火)から開設します。
  - 受付時間 9:00~16:00 ※受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。 ※土・日曜日及び祝日は休みです。 ※所得税の還付申告は1月から提出することができます。

申告書類の作成は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- 問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

### お墓建立の留意事項について

墓地以外の場所でのお墓の建立は「墓地、埋葬等に関する法律」で禁じられています。(ただし、地区の共同墓地など従前(昭和23年5月以前)から使用されている墓地を除く) たとえ自分の土地、または墓地に隣接している土地の場合でも、墓地経営許可を受けていない土地にお墓の建立はできません。お墓を新たに建立される際は施工業者、墓地の管理者などに墓地経営許可を受けている場所が確認してください。

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

### 消費生活研修会開催のお知らせ

振り込め詐欺や悪質な訪問販売など、消費者トラブルは後を絶ちません。特に福岡県は、全国的に見ても高齢者をねらった被害が減少していません。上毛町では、こうしたトラブルを未然に防ぎ安心して暮らせるまちづくりを目的として、町民の方を対象とした研修会を企画しました。お気軽にご参加ください。参加を希望される場合は、1月15日(金)までに企画情報課までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、定員が70名となっていますので、お早めに申し込みください。



#### 第1回 「高齢者の消費者トラブルを防ぐための基礎知識」

- 日時 平成28年1月22日(金) 14:00~16:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 足立 由子 氏
- 場所 上毛町役場 大会議室
- 定員 70名
- 内容 消費生活センターに寄せられる様々な相談事例を交えながら、トラブルに巻き込まれないための基礎知識を学びます。

#### 第2回 「高齢者をめぐる消費者トラブル応用編」

- 日時 平成28年2月6日(土) 10:00~12:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 山口 智子 氏
- 場所 げんきの杜 視聴覚室
- 定員 70名
- 内容 不動産関係のトラブルや、保険、金融関係のトラブルなど、相談事例を交えながら、その対処方法などを詳しく解説する応用編です。

- 申し込み・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3111(内線123)

### ひとり親家庭等医療証と重度障害者医療証が中津市内でも一部使用可能になります

これまで、ひとり親家庭等医療証と重度障害者医療証が使用できるのは福岡県内のみでしたが、平成28年2月以降、中津市内の医療機関を受診する際にも、**社会保険の方に限り**、医療証が使用できるようになります。**(国保・後期の方は従来どおり長寿福祉課での償還払いとなります)** 具体的な変更内容は下記のとおりです。

※医療証が窓口で使用できずに、医療証の自己負担金額を超えて自己負担した医療費は、長寿福祉課にて申請することにより後日給付できます。



	平成28年1月まで	平成28年2月以降
ひとり親家庭等医療証	中津市内での医療証使用不可	<b>社会保険の方に限り</b> 、中津市内での医療証使用可。国保・後期の方は使用不可
重度障害者医療証	中津市内での医療証使用不可(人工透析治療除く)	<b>社会保険の方に限り</b> 、中津市内での医療証使用可。国保・後期の方は使用不可(人工透析治療除く)

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方については、中津市内でも医療証が使用できるように関係機関と協議してきましたが、今回は実現に至りませんでした。今後も引き続き関係機関と協議し国民健康保険・後期高齢者医療保険の方についても医療証が使用できるように協議を進めていきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)